

盛岡広域市町競争入札参加資格申請審査業務委託仕様書

1 概要

現在、盛岡市、八幡平市、滝沢市、岩手町、葛巻町、雫石町、紫波町、矢巾町の盛岡広域 8 市町（以下、「盛岡広域市町」という。）では、インターネット上のシステム（以下、「受付システム」という。）を用い、共同で競争入札参加資格申請の受付を実施している。

本業務は、受付システムに提出された申請者の提出書類の有無等の形式審査及び申請者の状況管理を行う。

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 11 月 30 日まで

3 盛岡広域市町競争入札参加資格申請について

(1) 競争入札参加資格申請における受付期間等

競争入札参加資格申請における申請受付期間（以下「受付期間」という。）は次のとおりとする。

ア 受付期間

令和 8 年 10 月 1 日～令和 8 年 11 月 2 日

イ 今回実施する競争入札参加資格申請は、令和 9 年 4 月 1 日から 1 年間を有効期間とする追加申請である。

ウ 申請種別

(ア) 新規申請

受付システムを用いた入札参加資格申請を初めて行う場合

(イ) 継続申請

令和 6・7 年度に受付システムを用いて競争入札参加資格申請を行い、認定を受けているが、令和 8・9 年度申請を行っていない場合

(ロ) 変更申請

現在、盛岡広域市町の一部に競争入札資格を有しているが、新たに他市町の業者登録を希望する場合や、既に令和 10 年 3 月 31 日までの競争入札資格を有しているが、登録業種（営業品目/工種/業務）の追加を希望する場合

(2) 申請区分

盛岡広域市町における競争入札参加資格申請は、以下の 3 区分で受付を行っている。複数の区分に申請を希望する場合、システム登録はそれぞれの区分に必要となり、提出書類も同様に区分ごとに提出を求めている。

ア 建設工事

イ 建設関連業務委託

ウ 物品の買入れ等

(3) 申請区分毎の提出書類一覧

受付システムでは、提出書類毎に添付ファイルアップロード枠（以下、「添付ファイル枠」という。）を設けている。

添付ファイル枠は、必須添付または任意添付の設定があらかじめされており、必須添

付の添付ファイル枠に添付がない場合、提出を行うことができない仕様となっている。

申請区分毎の提出書類は、別紙 1 のとおり。

(4) 処理見込み件数

令和 7 年度追加申請（令和 6 年度実施）の実績値を処理見込みの件数とする。

申請区分	実績件数		
		うち、不備無件数	うち、不備有件数
建設工事	46 件	20 件	26 件
建設関連業務委託	9 件	4 件	5 件
物品の買入れ等	134 件	72 件	62 件
計	189 件	96 件	93 件

(5) 申請種別ごとの件数

令和 7 年度追加申請（令和 6 年度実施）の新規・継続申請と変更申請の実績件数は、下記の通りである。

申請区分	実績件数		
		うち、新規・継続申請	うち、変更申請
建設工事	46 件	32 件	14 件
建設関連業務委託	9 件	9 件	0 件
物品の買入れ等	134 件	117 件	17 件
計	189 件	158 件	31 件

4 業務内容

(1) 申請者の受付、管理

ア 申請者の受付

申請受付期間の開始後、初めて「申請書提出」の状態になった申請者の受付台帳を作成する。

【受付台帳】

(ア) 受付順に管理番号を附番する。

(イ) 台帳に記載する必須項目は以下のとおりとする。

管理番号、システム受付番号、申請種別（新規・継続申請/変更申請）、商号又は名称、本社（店）所在地、初回受付年月日、差戻し年月日、審査終了年月日、審査状況（受付、差戻し、審査終了、取下げ、審査未了）

イ 申請者状況管理

アにより受け付けた申請者の状況について、受付台帳を用いて管理する。

ウ 状況管理報告

履行期間中に週 1 回、状況管理を盛岡市へ報告する。

(2) 審査

提出書類毎の審査内容については、別紙 1 のとおり。

なお、変更申請にも関わらず、定期申請時の添付書類を消去して【新規/継続時】と記載のある枠に書類を添付している場合は、定期申請時の添付書類の再現を求めるとともに【追加申請時】の枠に今回の申請書類を添付するよう補正を求めるものとする。

(3) 不備がある場合

受付システムにおける「差戻し」処理を実行し、申請者に期限を定めて補正を求める。

(4) 審査未了の取扱い

ア 申請者の修正等の遅延により、履行期間内に審査が終了しなかった場合には、審査未了として盛岡市に報告すること。

イ (3)の差戻し処理を行ったものについて、補正期限を一週間以上経過しても補正が無いものは、メールにて督促を1回以上行うこととし、督促経過を台帳に記載すること。

5 留意事項

(1) 業務場所

業務場所を設定し、その場所は日本国内とすること。

(2) 再委託の禁止

業務の再委託は原則として認めない。

(3) 情報の漏洩の防止等

申請にかかる情報については、外部に漏洩しないよう、厳重な対策を講じるものとする。また、業務に従事する者に対する教育を実施すること。

(4) 立入調査の実施

業務の適正な履行を確認するため、盛岡市は必要に応じて業務場所への立入調査を行う場合がある。

(5) 個人情報の取扱い

本業務実施にあたっては、別添の「個人情報取扱事務に係る特記仕様書」により履行しなければならない。